

日本サード・パーティ株式会社について

1 企業概要

- 企業名 日本サード・パーティ株式会社
- 所在地 東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟
- 事業内容 情報通信サービス業

2 指導経過

平成17年12月8日	法第46条第1項に基づき、品川公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を発出
平成18年1月1日～	雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
平成19年12月26日	雇入れ計画の適正実施勧告を発出
平成20年12月10日	雇入れ計画作成命令を再度発出
平成20年12月31日	雇入れ計画の期間満了
平成21年1月1日～	2回目の雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
平成21年1月27日	雇入れ計画の適正実施勧告を発出
平成21年4月～	特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始（～平成21年12月）
平成21年12月22日	本省において直接指導を実施 (これ以降も労働局、安定所による継続的な指導を実施)

以上のような一連の指導の下で、企業側においては障害者の若干数の採用が行われたものの、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者の雇用が進まず、平成22年1月1日現在の実雇用率が0.48%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H17.6.1	445人	2人	0.45%	6人
H18.6.1	429	2	0.47	5
H19.6.1	459	3	0.65	5
H20.6.1	545	3	0.55	6
H21.6.1	567	3	0.53	7
H22.1.1	621	3	0.48	8

(注) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。